

【上板町】  
端末整備・更新計画

|                     | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 |
|---------------------|-------|-------|-------|-------|--------|
| ① 児童生徒数             | 726   | 709   | 695   | 661   | 645    |
| ② 予備機を含む<br>整備上限台数  | 0     | 743   | 0     | 0     | 0      |
| ③ 整備台数<br>(予備機除く)   | 0     | 709   | 0     | 0     | 0      |
| ④ ③のうち<br>基金事業によるもの | 0     | 709   | 0     | 0     | 0      |
| ⑤ 累積更新率             | 0     | 100   | 100   | 100   | 100    |
| ⑥ 予備機整備台数           | 0     | 34    | 0     | 0     | 0      |
| ⑦ ⑥のうち<br>基金事業によるもの | 0     | 34    | 0     | 0     | 0      |
| ⑧ 予備機整備率            | 0     | 100   | 100   | 100   | 100    |

(端末の整備・更新計画の考え方)

令和2年度にGIGA第1期で整備した端末について、自然故障も増えてきており、一般的に端末寿命が5年程であることから、学校運営や児童生徒の学びに支障を出さないためにも新しい端末を整備する必要がある。

(更新対象端末のリユース、リサイクル、処分について)

○対象台数：950台

○処分方法

- ・使用済端末を公共施設や福祉施設など地域で再利用 : 0台
- ・小型家電リサイクル法の認定事業者にも再使用・再資源化を委託 : 650台
- ・資源有効利用促進法の製造事業者にも再使用・再資源化を委託 : 0台
- ・その他(引き続き予備機として再利用) : 300台

※基本的には予備機として再利用し、再利用が不可能な端末は法に基づき適切に処分する。

○端末のデータの消去方法 ※いずれかに○を付ける。

- ・自治体の職員が行う
- ・処分事業者へ委託する

○スケジュール(予定)

令和7年 5月 新規端末導入事業者、旧端末処分事業者 選定  
令和7年10月 新規購入端末の使用開始  
令和8年 2月 使用済端末の事業者への引き渡し